

議案第76号

佐野市プロポーザル選定委員会条例の制定について
佐野市プロポーザル選定委員会条例を次のように定めます。

令和8年6月5日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市プロポーザル選定委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が発注する建設工事、業務委託等の契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定する佐野市プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 候補者の選定に当たり、公募又は指名の方法により、企画、技術等に関する提案を求め、その企画力、技術力等を総合的に判断した上で、最も優れた候補者の選定を行う方式をいう。
- (2) 市長等 市長又は教育委員会をいう。

(設置)

第3条 委員会は、プロポーザル方式により選定を行う案件ごとに設置する。

(所掌事項)

第4条 委員会は、市長等の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザル方式の実施に必要な事項を定めた実施要領の策定に関すること。
- (2) 候補者の選定方法及び評価基準の設定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、候補者の選定に関し必要があると認め
る事務

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長等が必要があると認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から候補者が選定される日までの間とする。

3 委員に欠員が生じたときは、第1項の規定により、補欠の委員を委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、プロポーザル方式により選定を行う案件を所管する部署において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第3条の規定による設置後最初に行う委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長等が招集する。

理 由

佐野市プロポーザル選定委員会を設置するため本条例を制定したいので提案するものです。